

# 医療機関等との関係の透明性に関する基本方針



日東メディック株式会社（以下、当社）は、ジェネリック医薬品の普及促進が図られる中、安定供給、情報提供、品質の確保について真摯に取り組んでいます。それら取り組みにおいて、当社と医療機関・医療関係者の皆様との緊密な関係が必要であることはいうまでもありません。2010年5月、当社はその透明性を確保する行動基準として「コンプライアンス行動憲章」を策定してまいりました。

2012年3月、日本ジェネリック製薬協会は、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を公表しました。当社は、このガイドライン策定を期に当社の企業活動がさらに高い倫理性を担保した上で行なわれていることについて、広く皆さまの理解を得ることが重要と考え、基本方針に基づき医療機関等への資金提供に関する情報を、以下の通り公開します。

## 1. 公開の時期および方法

当社の事業年度（前年5月21日～当年5月20日）における医療機関等への支払いや資金提供に関する情報を、当該事業年度の決算確定後に当社のウェブサイト等を通じて公開いたします。

公開は、2014年度から実施いたします（2013年度分を公開）。

## 2. 公開の範囲および内容

当社が公開する医療機関等への資金提供に関する情報の範囲および内容は、次の通りです。

### A 研究費開発費

研究費開発費等には、共同研究費、委託研究費、GCP省令などの公的規制のもとで実施されている臨床試験や、開発の治験および製造販売後臨床試験が含まれ、また、GPS省令、GVP省令などの公的規制のもとで実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用が含まれます。

### B 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会寄附金、学会共催費が含まれます。

### C 原稿執筆料等

自社医薬品に関する科学的な情報等を提供するための講演を依頼したときの謝金、原稿執筆・監修およびコンサルティング等業務の依頼に対する費用等が含まれます。

### D 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品の科学的な情報提供に必要な講演会・説明会等の費用および医学・薬学関連文献等提供費が含まれます。

### E その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれます。

以上